

議第7号

高山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

高山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のように制定するものとする。

平成31年2月26日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い改正しようとする。

高山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

高山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年高山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者<u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。